

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切事故のない社会を目指して

京都府内での踏切事故は、長期的には減少傾向にある。また、市内における京都丹後鉄道宮豊線の踏切道での人身事故は、近年では発生していないが、踏切事故は重大な事故となるものであり、施設面の整備と併せて、踏切道通行者の安全意識の向上を図るため、安全教育、広報啓発活動についても積極的に推進する。

1 踏切事故の状況等

(1) 踏切事故の状況

市内における平成27年中の踏切事故（鉄道事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故をいう。）の発生件数は0件、死傷者数は0人となっている。

【市内における踏切事故発生件数】

	発生件数 (件)	事故の内容			死者数 (人)	負傷者数 (人)
		人身事故	車両事故	歩行者事故		
平成18年	3	1	2		1	2
平成19年	0					
平成20年	2	1	1		1	
平成21年	3		2	1		
平成22年	1		1			
平成23年	3		3			1
平成24年	0					
平成25年	0					
平成26年	2			2		1
平成27年	0					

資料：北近畿タンゴ鉄道㈱

(2) 近年の踏切事故の特徴

近年の京都府内で発生している踏切事故の特徴としては、①第一種踏切道が最も多い、②衝撃物別では自動車と衝撃したものが約33%、歩行者と衝撃したものが37%を占めている、③自動車の原因別でみると直前横断によるものが約50%を占めている、④歩行者と衝撃した踏切事故では、高齢者が関係するものが多く、65歳以上が約38%を占めている、ことなどが挙げられる。

2 交通安全計画における目標

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、市民の理解と協力の下、第2節に掲げる諸施策を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生ゼロを目指すものとする。

【交通安全計画における目標】

国 「第10次交通安全計画」	府 「第10次交通安全計画」	市 「第4次交通安全計画」
平成32年までに踏切事故件数を平成27年と比較して約1割削減することを目指す。	踏切事故の発生ゼロを目指す。	踏切事故の発生ゼロを目指す。

第2節 踏切道における交通の安全についての対策

1 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

踏切事故は、一たび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすものであるが、踏切道の構造改良等の対策を講じることで、渋滞の軽減による交通の円滑化や高齢歩行者対策等にもつながることから、それぞれの踏切の状況等に応じた、より効果的な対策を総合的かつ積極的に促進する。

2 講じようとする施策

(1) 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進

バイパス等道路の新設・改築に当たっては、極力立体交差化を促進する。また、自動車が行き交う踏切道で、幅員が接続する道路の幅員よりも狭い箇所や踏切道の舗装が悪い箇所等については、構造改良を促進する。

(2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切遮断機の整備された踏切道は、事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、踏切遮断機の整備を促進するとともに、自動車通行禁止等の交通規制の実施・見直しを促進する。

(3) 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道の統廃合を進めるとともに、これら以外の踏切道についても、その利用状況、迂回路の状況を勘案し、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を促進する。

【踏切の現況】

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

	踏切数	踏切種別			踏切幅員別				交通規制別			
		一種	三種	四種	2.3m未満	3.5m未満	6.5m未満	6.5m以上	A	B	C	D
宮豊線	48	30	5	13	13	9	16	10	2	18	2	0

京丹後市管内鉄軌道距離 (38.269 km)

資料：北近畿タンゴ鉄道株

踏切種別

一種：遮断機と警報機の設置されている、若しくは保安係が手で遮断機を操作する踏切

三種：警報機が設置されている踏切

四種：遮断機も警報機も設置されていない踏切

交通規制

A：車両通行禁止

B：軽自動車、二輪又は小型特殊車を除く車両通行禁止

C：大型車両通行禁止

D：一方通行等、通行禁止以外の規制

【踏切事故防止対策の状況】

	統廃合		保安設備		構造改良 舗装	その他 舗装修繕
	整理統合	立体交差化	一種化	三種化		
平成 18 年度	—	—	—	—	2	4
平成 19 年度	—	—	—	—	1	1
平成 20 年度	—	—	—	—	1	3
平成 21 年度	—	—	—	—	0	1
平成 22 年度	—	—	—	—	0	0
平成 23 年度	—	—	—	—	0	0
平成 24 年度	—	—	—	—	1	0
平成 25 年度	—	—	—	—	0	1
平成 26 年度	—	—	—	—	2	1
平成 27 年度	—	—	—	—	1	0

資料：北近畿タンゴ鉄道株

(4) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標等の踏切保安設備の設置を進めるとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する交通指導・指導取締りを促進する。

また、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、関係機関・団体等の連携により「踏切事故防止キャンペーン」の広報活動を実施する。

参 考 资 料